

# 治水経済調査マニュアル（案）

（令和2年3月31日付け国水計調第13号）

## 各種資産評価単価及びデフレーター

令和5年6月改正

国土交通省

水管理・国土保全局河川計画課

# 目 次

第 1 表	都道府県別家屋 1m <sup>2</sup> 当たり評価額 .....	- 1 -
第 2 表	1 世帯当たり家庭用品評価額 .....	- 3 -
第 3 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 ..	- 4 -
第 4 表	農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額 .....	- 8 -
第 5 表	都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量 .....	- 9 -
第 6 表	農作物価格 .....	- 10 -
第 7 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額 .....	- 11 -
第 8 表	1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額 .....	- 13 -
第 9 表	明治以降の国土交通省所管土木工事費指数 .....	- 14 -
第 10 表	治水工事費指数 .....	- 16 -
第 11 表	治水事業費指数 .....	- 18 -
第 12 表	総合物価指数（水害被害額デフレーター） .....	- 20 -

第 1 表 都道府県別家屋 1m<sup>2</sup> 当たり評価額

(千円 / m<sup>2</sup>)

都道府県名	令和 3 年 評価額	都道府県名	令和 3 年 評価額
北海道	211.3	滋 賀	194.3
青 森	197.4	京 都	216.5
岩 手	190.7	大 阪	229.1
宮 城	194.1	兵 庫	195.6
秋 田	193.8	奈 良	208.7
山 形	196.4	和歌山	203.1
福 島	186.1	鳥 取	207.4
茨 城	183.4	島 根	197.2
栃 木	187.1	岡 山	203.8
群 馬	172.4	広 島	226.0
埼 玉	201.1	山 口	201.8
千 葉	204.9	徳 島	206.5
東 京	315.4	香 川	199.5
神奈川	216.3	愛 媛	188.1
新 潟	209.0	高 知	213.8
富 山	195.7	福 岡	206.9
石 川	194.3	佐 賀	192.6
福 井	209.5	長 崎	200.7
山 梨	192.5	熊 本	207.4
長 野	198.2	大 分	186.9
岐 阜	200.1	宮 崎	179.8
静 岡	214.1	鹿 児 島	204.6
愛 知	204.3	沖 縄	290.4
三 重	201.6		

#### 備考

1. 令和3年の評価額は、都道府県別に次の方法で求めた木造建物評価額と非木造建物評価額とを、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均したものである。

$$\text{木造（非木造）建物評価額} = \text{木造（非木造）建物} \text{m}^2 \text{あたり建築費} \times \text{補正係数}$$

#### 注)

- 1) 木造（非木造）建築 $\text{m}^2$ あたり建築費は、「令和3年 建築動態統計調査」（国土交通省）による。
- 2) 補正係数は、同統計調査における補正調査による単価補正率を、過去5か年について平均したものである。
- 3) 木造（非木造）家屋総延床面積は、「令和3年度 固定資産の価格等の概要調書（家屋）」（総務省）による。

## 第2表 1世帯当たり家庭用品評価額

(千円/世帯)

種別	令和3年 評価額
自動車以外の 家庭用品	9,368
自動車	3,169

### 備考

1. 自動車以外の評価額は、「火災保険ハンドブック 共通ルール編」(損保ジャパン日本興亜(株)2021年1月)中の「家財評価表」及び「令和2年 国勢調査」(総務省)をもとに算出した。
  - 1) 「火災保険ハンドブック 共通ルール編」(同上)から、世帯構成及び世帯主の年齢ごとの評価単価を設定する。
  - 2) 「令和2年 国勢調査」(同上)結果から、前述の世帯種別ごとの全体に対する割合を求め、加重平均により1世帯当たり家庭用品評価額を算出する。
  
2. 自動車の評価額は、「初度登録年別自動車保有車両数」及び「自動車保険車両標準価格表」等をもとに算出した。
  - 1) 「初度登録年別自動車保有車両数」((一財)自動車検査登録情報協会 令和3年10月)より、車種別の保有台数を求める。
  - 2) 「自動車保険車両標準価格表」(損保ジャパン日本興亜(株)令和3年7月1日~12月31日)から車種別の平均価格を求め、保有台数で加重平均して、1台当たりの平均価格を求める。
  - 3) 「令和3年 消費動向調査」(内閣府)より、世帯当たりの平均保有台数を求め、1台当たりの平均価格に乗じて、1世帯当たりの平均価格とする。

### 注)

- 1) 「国勢調査」は5年ごと、「消費動向調査」は毎年の実施であるため、その時点での最新の調査結果を使用する。「国勢調査」は令和2年、「消費動向調査」(内閣府)は令和3年を使用する。
- 2) 「火災保険ハンドブック」、「自動車保険車両標準価格表」及び「初度登録年別自動車保有車両数」は、毎年更新される。

第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額  
及び在庫資産評価額

(千円/人)

産業分類			償却 資産	在庫 資産
大分類 符号	中分類 符号	産業名	令和3年 評価額	令和3年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	15,357	3,824
D		建設業	1,701	2,601
E		製造業	6,095	4,751
	9	食料品製造業	4,355	1,640
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	13,943	8,218
	11	繊維工業	3,200	2,185
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	5,467	3,781
	13	家具・装備品製造業	3,683	2,795
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	11,321	3,427
	15	印刷・同関連業	3,722	893
	16	化学工業	12,691	11,560
	17	石油製品・石炭製品製造業	49,388	50,762
	18	プラスチック製品製造業	5,076	2,520
	19	ゴム製品製造業	3,622	1,694
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	1,706	2,493
	21	窯業・土石製品製造業	7,457	4,956
	22	鉄鋼業	15,241	12,738
	23	非鉄金属製造業	9,266	11,339
	24	金属製品製造業	5,518	2,847
	25	はん用機械器具製造業	4,719	5,408
	26	生産用機械器具製造業	4,761	6,329
	27	業務用機械器具製造業	3,389	4,601
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	6,970	5,166

(千円/人)

産業分類			償却 資産	在庫 資産
大分類 符号	中分類 符号	産業名	令和3年 評価額	令和3年 評価額
	29	電気機械器具製造業	4,118	4,555
	30	情報通信機械器具製造業	3,075	6,477
	31	輸送用機械器具製造業	5,271	3,808
	32	その他の製造業	3,747	3,680
F		電気・ガス・熱供給・水道業	127,419	5,367
G		情報通信業	5,032	916
H		運輸業、郵便業	6,870	1,201
I		卸売業、小売業	2,330	2,587
	50～55	卸売業	2,524	4,181
	56	各種商品小売業	2,219	2,882
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,219	2,385
	58	飲食料品小売業	2,219	493
	59	機械器具小売業	2,219	3,512
	60	その他の小売業	2,219	2,454
	61	無店舗小売業	2,219	1,276
J		金融業、保険業	924	216
K		不動産業、物品賃貸業	24,536	10,998
L		学術研究、専門・技術サービス業	2,493	558
M		宿泊業、飲食サービス業	2,675	202
N		生活関連サービス業、娯楽業	3,131	233
O		教育、学習支援業	1,005	174
P		医療、福祉	1,409	167
Q		複合サービス業	924	216
R		サービス業	924	216
S		公務	924	216

注) 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

## 備考

1. 償却資産の評価額は、以下の方法により求めたものである。

### (1) 製造業

「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）「産業編」統計表データ」（経済産業省）から産業中分類別に従業者30人以上の事業所の有形固定資産額を求め、同産業別の従業者数で除して令和2年の従業者1人当たり償却資産評価額を算出する。

令和3年の推計値の算出方法は、次のとおりである。

- a. 令和3年の年末有形固定資産額は、前年の当該額に過去5ヶ年の年初・前年末比率の平均値を乗じた額に同年の年間所得額を加算し、同年の年間除去額及び減価償却額を控除して算出する。
- b. 令和3年の従業者数は、「労働力調査」（総務省 令和3年10月結果表）の就業者数と「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）「産業編」統計表データ」の従業者数から推計して算出する。
- c. a、bから令和3年の製造業合計の従業者1人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
- d. により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに土地及び建物を除くための除去率を乗じて算出する。

### (2) 製造業以外

「令和3年度 法人企業統計調査」（財務省）における産業大分類別の有形固定資産額（土地を除く）を同産業別の従業者数（＝役員数＋従業者数）で除して令和3年の従業者1人当たり償却資産評価額を算出する。

により得た値に建物を除くための除去率を乗じて算出する。

金融・保険業、複合サービス業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。



2. 在庫資産の評価額は、以下の方法により算出した。

(1) 製造業

「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業） 「産業編」統計表データ」（経済産業省）から産業中分類別に従業者30人以上の事業所の在庫資産額を求め、同産業別の従業者数で除して令和2年の従業者1人当たり在庫資産評価額を算出する。

令和3年の推計値の算出方法は、次のとおりである。

- a. 従業者30人以上の在庫資産額を「令和3年経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業）」から推計する。
- b. aより求めた値を1.(1) bに準じて推計した従業者数で除して令和3年の製造業合計の従業者1人当たり在庫資産額を求め、伸び率を算出する。
- c. により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外（卸売・小売業を除く）

「令和3年度 法人企業統計調査」（財務省）における産業大分類別の棚卸資産額を同産業別の従業者数（=役員数+従業員数）で除して令和3年の従業者1人当たり在庫資産評価額を算出する。

金融・保険業、複合サービス業及び公務の値は、サービス業の値と同一とした。

(3) 卸売・小売業

「平成28年 経済センサス - 活動調査 卸売業・小売業に関する集計」（経済産業省）における産業中分類別の商品手持額を同産業別の従業者数で除して27年時点の従業者1人当たりの在庫資産額を算出する。

令和3年の推計値の算出方法は、次のとおりである。

- a. 令和3年の商品手持額（民間企業設備投資から推計）を従業者数（令和3年度 法人企業統計調査）（財務省）における産業大分類別の従業者数（=役員数+従業員数）で除して、従業者1人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
- b. により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

第4表 農漁家1戸当たり償却資産評価額及び  
在庫資産評価額

(千円/戸)

	令和3年 評価額
償却資産	2,177
在庫資産	574

備考

1. 農漁家1戸当たり償却・在庫資産の評価額は、次の方法で算出した。

- 1) (令和3年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
= (令和3年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
+ (令和3年の名目年間増加額)
- 2) (令和3年初の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)  
= (令和2年末の農家1戸当たり償却・在庫資産評価額)

注)

- 1) 令和2年末の償却資産評価額は、「令和2年 営農類型別経営統計」(農林水産省)における、農家の財産(自動車・農機具、植物・牛馬(肥育牛を除く。))を用いた。また、在庫資産評価額は、同統計の棚卸資産額を用いた。

第5表 都道府県別水稲10アール当たり平年収量

(単位：kg)

都道府県名	令和3年評価額	都道府県名	令和3年評価額
北海道	526	滋賀	483
青森	574	京都	493
岩手	514	大阪	479
宮城	514	兵庫	477
秋田	543	奈良	500
山形	568	和歌山	486
福島	533	鳥取	495
茨城	505	島根	483
栃木	516	岡山	501
群馬	482	広島	509
埼玉	477	山口	480
千葉	534	徳島	462
東京都	403	香川	478
神奈川県	477	愛媛	469
新潟	529	高知	446
富山	520	福岡	457
石川	509	佐賀	487
福井	485	長崎	463
山梨	532	熊本	479
長野	598	大分	476
岐阜	475	宮崎	482
静岡	511	鹿児島	470
愛知	491	沖縄	300
三重	479		

備考

農林水産省統計資料(「令和3年産水陸稲の収穫量」)の値を使用した。

## 第6表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		令和3年 評価額	農作物名		令和3年 評価額
米		195	野豆	さやえんどう	1,060
麦		59	菜科	さやいんげん	801
豆	大豆	134	根 菜	大根	59
	小豆	327		人参	91
	落花生	693		ごぼう	205
い も	甘藷	234		里芋	262
	馬鈴薯	119	果	りんご	255
果	きゅうり	214		みかん	211
	なす	285		夏みかん	128
	トマト	238		なし	393
	かぼちゃ	150		かき	246
	すいか	179		実	ぶどう
	いちご	1,096	もも		594
菜	ピーマン	328	工	茶	688
	メロン	643	芸	てんさい	10
	葉 茎 菜	白菜	35	農	こんにゃく
キャベツ		48	作	葉たばこ	2,114
レタス		98	物	藺草	588
ほうれん草		383		花	菊
ねぎ		296		バラ	78
たまねぎ		104	卉	カーネーション	45

### 備考

1. 令和3年の値は、「令和3年 農作物価指数」(農林水産省)による。
2. 花卉(菊、バラ、カーネーション)の単価は、千円/千本である。

第7表 産業分類別事業所従業者1人当たり付加価値額

(円/人)

産業分類		付加価値額
大分類 符号	産業名	令和3年 評価額
C	鉱業、採石業、砂利採取業	70,622
D	建設業	26,299
E	製造業	36,194
F	電気・ガス・熱供給・水道業	69,013
G	情報通信業	39,782
H	運輸業、郵便業	23,588
I	卸売業、小売業	29,409
J	金融業、保険業	20,366
K	不動産業、物品賃貸業	46,698
L	学術研究、専門・技術サービス業	38,852
M	宿泊業、飲食サービス業	14,648
N	生活関連サービス業、娯楽業	18,541
O	教育、学習支援業	20,044
P	医療、福祉	17,595
Q	複合サービス業	20,132
R	サービス業	21,703
S	公務	21,703

注) 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

## 備考

1. 令和3年評価額は、以下の方法により算出した。

「令和3年度 法人企業統計調査」(財務省)から産業分類別の従業者1人当たり付加価値額(年間)を求める。

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)から産業分類別の年間労働日数を求める。  
を で除して従業者1人1日当たり付加価値額とする。

## 第8表 1日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円/日)

令和3年 評価額
11,655

### 備考

1. 令和3年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の船内・沿岸荷役従事者(男)とビル・建物清掃員(男)の値をもとに以下の方法により算出した。

所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1時間当たりの給与額を算出する。

の1時間当たりの給与額に8時間を乗じて、1日当たりの給与額を算出する。

船内・沿岸荷役従事者(男)とビル・建物清掃員(男)の1日当たり給与額に対し、

1:2の重みをつけて加重平均を行い、令和3年評価額とする。

第9表 明治以降の国土交通省所管土木工事費指数

(昭和9～11年度 = 100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
明治 36	40.3	47.8	44.4	昭和 7	97.7	98.2	98.1
37	39.2	47.2	43.4	8	99.4	100.4	100.1
38	41.3	46.8	44.3	9	99.4	100.0	99.8
39	44.3	50.3	47.6	10	100.0	99.7	99.8
40	50.0	61.3	59.0	11	100.6	100.4	100.5
41	53.4	59.9	56.9	12	119.1	122.9	121.6
42	52.2	55.1	53.9	13	132.4	136.1	134.9
43	52.1	54.2	53.3	14	155.9	156.1	156.0
44	55.1	56.4	55.7	15	179.4	177.5	178.3
大正 元	58.3	59.4	59.8	16	199.4	193.1	195.4
2	58.4	61.6	60.1	17	206.9	200.5	203.3
3	58.1	56.3	57.2	18	238.5	230.9	234.1
4	55.8	60.2	57.9	19	326.9	316.4	321.0
5	58.5	72.1	65.4	20	1,219	1,009	1,078
6	71.7	100.3	86.9	21	2,479	2,011	2,180
7	97.0	125.3	111.2	22	5,860	5,118	5,563
8	141.5	140.4	140.9	23	1,630	11,700	11,660
9	188.6	190.3	189.5	24	6,120	18,940	17,670
10	156.7	157.0	156.9	25	18,570	22,730	20,320
11	168.0	167.2	167.5	26	23,960	26,880	25,130
12	168.5	166.3	167.1	27	26,900	29,590	27,850
13	160.2	161.8	161.3	28	29,160	31,810	30,110
14	152.7	152.8	152.8	29	29,610	31,810	30,340
昭和 元	147.4	148.5	148.2	30	29,380	31,070	29,660
2	140.9	140.8	140.8	31	32,100	34,030	32,600
3	139.7	139.9	139.9	32	33,910	36,000	34,410
4	135.5	134.6	134.8	33	33,680	34,520	33,730
5	109.9	108.8	108.0	34	35,040	36,250	34,870
6	99.1	98.2	98.4	35	37,070	38,470	36,900



(昭和9～11年度 = 100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
昭和 36	41,590	42,660	40,980	平成 3	203,210	213,560	197,870
37	43,630	44,390	43,020	4	206,370	216,520	200,810
38	44,980	45,380	44,150	5	206,820	216,520	201,270
39	47,020	46,610	45,730	6	207,500	217,750	202,170
40	48,600	48,090	47,090	7	208,410	218,990	203,080
41	51,990	51,790	50,710	8	208,630	218,990	203,080
42	55,610	56,230	54,560	9	210,440	220,710	204,890
43	57,640	57,460	55,920	10	207,050	216,770	201,270
44	61,480	60,910	59,540	11	205,020	214,790	199,460
45	66,000	64,610	63,160	12	205,470	215,530	200,130
46	68,040	66,340	64,980	13	201,170	211,830	196,290
47	72,330	70,530	69,050	14	198,460	209,610	194,250
48	91,320	89,020	87,160	15	199,370	211,090	195,610
49	112,340	113,440	109,580	16	200,500	213,810	197,640
50	114,600	115,410	111,160	17	202,980	217,260	200,590
51	122,960	123,300	119,080	18	205,690	221,210	203,980
52	130,650	131,440	126,100	19	209,310	227,120	208,960
53	141,730	140,070	135,390	20	216,090	236,490	216,890
54	155,060	157,580	149,870	21	209,310	228,600	209,870
55	170,660	181,010	168,210	22	209,080	229,340	210,100
56	173,140	186,430	171,830	23	212,700	233,290	213,720
57	174,050	183,470	170,700	24	211,800	232,060	213,040
58	172,920	182,240	169,800	25	216,770	237,970	218,020
59	175,410	185,690	172,970	26	224,680	246,360	225,720
60	171,560	184,210	170,700	27	226,040	246,610	226,400
61	172,240	183,230	170,020	28	227,850	247,590	227,530
62	175,860	185,940	172,740	29	233,040	253,020	232,280
63	180,380	190,130	176,590	30	241,180	262,880	240,660
平成 元	190,100	200,000	185,650	令和 元	247,060	269,290	246,550
2	197,560	207,640	192,440	(暫) 2	246,830	268,310	246,090
				(暫) 3	255,870	278,910	255,380

備考

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料により算出した。
2. 令和2年度及び令和3年度は暫定値。

# 第 10 表 治水工事費指数

(平成27年度 = 100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合 (除く 災害復旧)	治水総合				海岸
		治水総合	河川	河川総合 開発	砂防	
昭和26	11.1	10.6	10.7	11.6	9.1	12.7
27	12.3	11.9	12.0	12.9	10.5	13.5
28	13.3	12.9	13.1	13.8	11.4	14.7
29	13.4	13.1	13.3	14.0	11.8	14.9
30	13.1	13.0	13.5	14.1	10.7	14.6
31	14.4	14.2	14.7	15.1	11.8	15.8
32	15.2	15.0	15.6	15.8	12.8	16.9
33	14.9	14.9	15.4	15.7	12.7	16.1
34	15.4	15.5	16.2	16.2	13.1	16.5
35	16.3	16.4	17.3	17.0	14.2	17.3
36	18.1	18.4	19.1	18.8	16.1	19.3
37	19.0	19.3	20.0	19.6	17.3	20.2
38	19.5	19.9	20.7	20.5	17.9	20.6
39	20.2	20.8	21.6	21.9	18.8	21.4
40	20.8	21.5	22.2	22.4	19.5	21.9
41	22.4	23.0	23.7	24.0	21.2	23.8
42	24.1	24.6	25.1	25.4	23.6	25.6
43	24.7	25.5	26.0	26.0	24.6	26.3
44	26.3	27.2	27.6	28.0	26.1	28.0
45	27.9	29.2	29.6	30.2	28.2	29.7
46	28.7	30.1	30.2	30.8	29.3	30.5
47	30.5	32.0	32.1	33.1	31.2	32.4
48	38.5	40.4	40.5	41.8	39.2	41.3
49	48.4	49.7	49.8	51.5	48.4	49.8
50	49.1	50.7	50.6	52.5	49.4	50.5
51	52.6	54.4	54.5	56.3	52.8	53.6
52	55.7	57.8	57.6	59.2	57.0	57.8
53	59.8	62.7	62.5	63.6	62.8	63.9
54	66.2	68.6	68.3	69.6	68.8	69.9
55	74.3	75.5	74.7	76.6	76.7	77.2
56	75.9	76.6	75.8	77.9	77.3	77.6
57	75.4	77.0	76.4	78.4	77.8	77.8
58	75.0	76.5	75.8	77.9	77.4	77.3
59	76.4	77.6	77.0	79.2	78.4	78.1
60	75.4	75.9	75.5	78.1	74.8	74.5
61	75.1	76.2	75.6	78.6	75.6	74.8
62	76.3	77.8	77.2	80.0	77.3	76.2
63	78.0	79.8	79.2	82.2	79.0	77.9

(平成27年度 = 100)

年度	国土交通省 所管 土木 総合(除く 災害復旧)	国土交通省				海 岸
		治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
平成元	82.0	84.1	83.6	86.9	82.7	81.6
2	85.0	87.4	86.9	90.4	85.8	84.6
3	87.4	89.9	89.4	92.9	88.2	87.2
4	88.7	91.3	90.8	94.2	89.4	88.6
5	88.9	91.5	91.1	94.4	89.6	88.8
6	89.3	91.8	91.4	94.7	90.0	90.1
7	89.7	92.2	91.9	95.1	90.5	90.5
8	89.7	92.3	91.9	95.1	90.7	90.4
9	90.5	93.1	92.6	96.0	91.6	91.1
10	88.9	91.6	91.0	94.5	90.2	89.6
11	88.1	90.7	90.2	93.5	89.5	88.5
12	88.4	90.9	90.4	93.6	89.7	88.6
13	86.7	89.0	88.6	91.3	87.8	87.1
14	85.8	87.8	87.5	89.9	86.4	85.9
15	86.4	88.2	88.0	90.0	86.9	86.5
16	87.3	88.7	88.9	90.2	87.3	87.2
17	88.6	89.8	89.9	90.9	88.3	88.2
18	90.1	91.0	91.1	92.2	89.3	89.2
19	92.3	92.6	92.9	93.8	90.7	91.1
20	95.8	95.6	96.2	96.4	93.2	94.0
21	92.7	92.6	92.8	93.2	91.1	92.0
22	92.8	92.5	92.8	93.0	91.1	92.1
23	94.4	94.1	94.4	94.4	92.5	93.3
24	94.1	93.7	94.0	93.8	92.4	92.9
25	96.3	95.9	96.2	95.9	94.8	95.4
26	99.7	99.4	99.6	99.6	98.8	99.4
27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	100.4	100.7	100.7	100.9	100.8	100.5
29	102.6	103.1	103.1	103.0	103.2	102.9
30	106.3	106.7	106.8	106.4	106.7	106.6
令和元	108.9	109.2	109.3	109.0	109.2	108.9
(暫) 2	108.7	109.2	109.2	109.4	109.3	108.7
(暫) 3	112.8	113.2	113.4	112.7	113.2	113.6

備考

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料による。
2. 令和2年度及び令和3年度は暫定値。
3. 治水工事費は、治水工事費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費から構成されている。
4. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和26年度から昭和37年度は直轄事業分のみ。)

第 11 表 治水事業費指数

(平成27年度 = 100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合		砂 防	海 岸
			開 発			
昭和 35	15.9	15.7	17.1	17.1	15.1	17.3
36	18.0	17.8	18.6	18.6	17.3	19.3
37	19.0	18.8	19.6	19.6	18.5	20.0
38	19.7	19.8	20.4	20.4	19.1	20.7
39	20.8	20.7	21.7	21.7	20.2	21.6
40	21.8	21.8	22.6	22.6	21.0	22.1
41	23.4	23.4	24.1	24.1	22.7	24.1
42	25.3	25.1	26.0	26.0	25.2	25.8
43	26.5	26.4	27.2	27.2	26.4	26.6
44	28.5	28.5	28.9	28.9	28.1	28.5
45	30.8	30.8	31.7	31.7	30.2	30.2
46	32.2	32.1	32.8	32.8	31.4	30.9
47	34.4	34.5	35.2	35.2	33.4	32.9
48	43.4	43.6	44.1	44.1	42.2	42.0
49	52.8	52.7	54.2	54.2	51.9	50.8
50	53.9	53.6	55.7	55.7	53.0	51.3
51	57.7	57.5	59.5	59.5	56.6	54.4
52	61.2	60.6	62.7	62.7	61.0	58.7
53	65.7	65.2	66.8	66.8	66.8	64.8
54	71.9	71.0	72.8	72.8	73.2	71.0
55	79.0	77.7	80.4	80.4	81.4	78.3
56	80.5	79.4	81.7	81.7	82.2	78.7
57	81.2	80.4	82.4	82.4	82.8	78.8
58	80.9	80.2	82.0	82.0	82.5	78.4
59	82.1	81.4	83.3	83.3	83.3	79.3
60	80.7	80.5	82.2	82.2	79.7	75.6
61	81.1	80.9	82.4	82.4	80.6	76.0
62	82.9	82.9	83.5	83.5	82.1	77.5
63	85.0	85.2	85.8	85.8	84.1	79.1
平成 元	89.4	89.7	90.1	90.1	87.9	82.8
2	93.0	93.3	93.8	93.8	91.1	85.9
3	95.3	95.7	96.3	96.3	93.4	88.5
4	96.2	96.5	97.3	97.3	94.5	89.9
5	96.1	96.2	97.3	97.3	94.6	90.1

(平成 27 年度 = 100)

年 度	治水総合				海 岸
	河 川	河川総合 開 発	砂 防		
平成 6	96.2	96.3	97.3	94.8	91.5
7	96.0	96.0	97.3	95.0	91.8
8	95.7	95.6	97.0	94.9	91.6
9	96.2	96.1	97.6	95.7	92.3
10	94.4	94.1	96.0	94.1	90.8
11	93.4	93.1	94.8	93.2	89.7
12	93.5	92.9	95.2	91.5	88.4
13	91.3	90.6	92.9	89.3	86.7
14	89.9	89.4	91.1	87.8	85.7
15	89.9	89.4	90.9	88.1	86.3
16	90.0	89.7	91.0	88.2	87.0
17	90.6	90.2	91.4	88.9	87.8
18	91.5	91.2	92.5	89.7	88.9
19	93.0	92.6	93.7	90.7	90.7
20	95.6	95.4	95.8	93.3	93.6
21	92.8	92.4	92.7	91.3	91.8
22	92.9	92.5	93.1	91.4	92.1
23	94.6	94.8	94.8	92.8	93.3
24	94.1	94.5	94.2	92.6	92.9
25	96.2	96.5	96.4	94.9	95.4
26	99.5	99.7	99.6	98.8	99.4
27	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28	100.7	100.6	100.8	100.9	100.5
29	103.0	102.9	102.9	103.1	102.9
30	106.5	106.5	106.2	106.6	106.6
令和 元	108.9	108.9	108.7	109.0	108.9
(暫) 2	108.9	108.8	109.1	109.2	108.7
(暫) 3	112.9	112.9	112.5	113.2	113.6

備考

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料等により算出した。
2. 令和 2 年度及び令和 3 年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合の値は、平成 22 年 2 月改正より本表から除いている。
4. 治水事業費は、工事費、附带工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費、用地費及補償費から構成されている。
5. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和 35 年度から昭和 37 年度は直轄事業分のみ。)

第 12 表 総合物価指数（水害被害額デフレーター）

（指数：昭和3～7年 = 100、倍率：平成27年 = 1.000）

年	指数	倍率	年	指数	倍率
明治 11	35.9	3,988.3	5	85.3	1,678.5
12	41.5	3,450.1	6	107.4	1,333.1
13	49.5	2,892.5	7	140.7	1,017.6
14	54.7	2,617.6	8	172.3	831.0
15	49.9	2,869.3	9	189.4	756.0
16	39.0	3,671.3	10	146.4	978.0
17	32.5	4,405.5	11	143.0	1,001.3
18	34.1	4,198.8	12	145.0	987.4
19	31.3	4,574.4	13	150.8	949.5
20	32.2	4,446.6	14	147.3	972.0
21	32.5	4,405.5	昭和 元	130.7	1,095.5
22	35.4	4,044.6	2	124.1	1,153.7
23	40.6	3,526.6	3	124.8	1,147.3
24	38.0	3,767.9	4	121.3	1,180.4
25	39.0	3,671.3	5	91.2	1,570.0
26	36.2	3,955.2	6	77.1	1,857.1
27	38.2	3,748.2	7	85.5	1,674.6
28	41.0	3,492.2	8	98.0	1,461.0
29	44.3	3,232.1	9	100.0	1,431.8
30	49.0	2,922.0	10	101.2	1,414.7
31	51.6	2,774.8	11	105.5	1,357.7
32	51.9	2,758.8	12	128.1	1,118.0
33	55.6	2,575.2	13	135.1	1,060.0
34	53.0	2,701.5	14	153.3	933.7
35	53.5	2,676.3	15	180.0	795.4
36	56.9	2,516.3	16	194.2	737.2
37	59.9	2,390.3	17	248.7	575.6
38	64.2	2,230.2	18	286.9	499.1
39	66.2	2,162.8	19	352.6	406.1
40	71.4	2,005.3	20	-	-
41	68.7	2,084.1	21	4,146	34.538
42	65.6	2,182.6	22	10,473	13.671
43	66.4	2,156.3	23	18,193	7.870
44	68.9	2,078.1	24	21,947	6.524
大正 元	73.0	1,961.4	25	22,785	6.284
2	73.1	1,958.7	26	27,340	5.237
3	69.7	2,054.2	27	28,516	5.021
4	70.6	2,028.0	28	30,099	4.757

( 指数:昭和 3~7 年 = 100、倍率:平成 27 年 = 1.000 )

年	指数	倍率	年	指数	倍率
昭和 29	31,228	4.585	63	151,422	0.958
30	31,180	4.592	平成 元	154,912	0.936
31	32,772	4.369	2	158,735	0.913
32	34,795	4.115	3	163,389	0.887
33	34,237	4.182	4	166,049	0.873
34	35,283	4.058	5	166,880	0.869
35	37,296	3.839	6	165,876	0.874
36	40,230	3.559	7	165,006	0.879
37	41,695	3.434	8	164,281	0.883
38	43,533	3.289	9	165,151	0.878
39	45,497	3.147	10	165,151	0.878
40	48,236	3.006	11	162,976	0.890
41	50,759	2.857	12	160,801	0.902
42	53,579	2.706	13	159,061	0.912
43	56,547	2.564	14	156,886	0.924
44	59,219	2.449	15	154,421	0.939
45	61,814	2.346	16	152,681	0.950
46	65,310	2.220	17	150,796	0.962
47	68,965	2.102	18	149,492	0.970
48	77,705	1.866	19	148,477	0.977
49	93,754	1.547	20	147,172	0.985
50	100,587	1.442	21	146,302	0.991
51	108,532	1.336	22	143,547	1.010
52	115,842	1.252	23	141,227	1.027
53	121,245	1.196	24	140,067	1.035
54	124,582	1.164	25	139,632	1.038
55	127,985	1.133	26	141,952	1.021
56	133,637	1.085	27	144,997	1.000
57	136,462	1.063	28	145,577	0.996
58	139,620	1.039	29	145,432	0.997
59	144,108	1.006	30	145,432	0.997
60	147,433	0.983	令和 元	146,447	0.990
61	149,926	0.967	2	147,752	0.981
62	150,258	0.965	3	147,462	0.983

#### 資料

1. 明治 11 年～昭和 17 年「日本経済の成長率」(大川一司編)
2. 昭和 18 年～30 年 「経済要覧」(内閣府)
3. 昭和 31 年以降 「国民所得統計年報」, 「国民経済計算年報」(内閣府)

#### 備考

1. 昭和 40 年以降は、新 SNA 方式に基づく係数である。

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2 - 1 - 3

03(5253)8111 内線 35-325